

「2027 年ベオグラード国際博覧会」日本館行催事業務
委託先の公募について（公募公告）

次のとおり公募に付します。

独立行政法人 日本貿易振興機構
副理事長

1. 調達内容

- (1) 公示日：2026 年 7 月 23 日
- (2) 案件名：「2027 年ベオグラード国際博覧会」日本館行催事業務
- (3) 案件の仕様等：公募要領による
- (4) 契約期間：契約締結日～2027 年 12 月 31 日

2. 応募資格

応募者は以下の要件を満たす法人とする。

- (1) 日本貿易振興機構の「契約に関する内規」第 12 条に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から採択者決定までの期間、契約に関し日本貿易振興機構又は経済産業省から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 「2027 年ベオグラード国際博覧会」日本館総合プロデュース業務に直接関与した事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに緊密な利害関係を有する事業者には該当しないこと。
- (4) 本委託業務を 1 法人で履行できない場合、コンソーシアムを組むことは可能。但しその場合、全法人が上記(1)～(3)の条件を満たしていること。コンソーシアム構成者全法人は、本公募への単独応募又は他のコンソーシアム応募への参加を行っていないこと。なお日本貿易振興機構との契約はコンソーシアム構成者全法人となるが、日本貿易振興機構との連絡窓口、日本貿易振興機構からの支払等は主幹事法人のみとなる。また、同主幹事法人は予めその他の法人と業務分担等の条件を示す書面を取り交わし、その写しを応募時に提出すること。
- (5) 本委託業務の目的の達成及び計画の遂行に必要な体制、人員を有していること。同一人物が複数部門を担当することは可。
- (6) 日本貿易振興機構の他部署及び第三者機関からの受託業務等により、本業務に支障をきたさないこと。
- (7) 「2027 年ベオグラード国際博覧会」日本館にかかる各種業務の入札や公募に関わる情報等、本業務の履行にあたり知り得た情報について、本業務の履行の目的以外に使用しない体制、情報漏えいを発生しない体制、対策・措置が取られていること。
- (8) セルビアの現地法規制等の情報を入手できる体制を構築している（例：セルビアに関連会社または協力会社がある、セルビアに精通した人材に協力依頼できる体制を構築しているなど）こと。
- (9) 業務責任者及び部門別担当者（経理担当者を除く）は博覧会業務に関する十分な専門知識やノウハウを有すること。
- (10) 国際博覧会（国内外）あるいは類似する大型展示において、行催事業務のコンセプト、実施計画策定、企画業務の実績があること。かつ、これら実績のうち最低 2 回以上は海外における同様の業務実績であること。

3. 公募説明会

- (1) 公募説明会の日時・場所
 - ① 開催日時：2026 年 7 月 30 日（木）11 時 00 分
 - ② 開催形式：日本貿易振興機構 5 階 入札室

- ※出席者は1者につき最大3名とする。
- ※公募説明会での撮影・録音・録画を禁止する。

(2) 質問の受付

質問の受付方法：E-mail（アドレスは下記9.参照）

E-mailの件名は「【質問】2027年ベオグラード国際博覧会 日本館行催事業務」とすること。

質問の受付期間：2026年7月30日（木）から2026年8月4日（火）17時00分まで

質問の回答方法：E-mail（公募要領を交付した者全員に回答する）

質問の回答期限：2026年8月7日（金）17時00分

4. 応募方法

(1) 応募書類

- ① 提案書 10部（資料を含む）
- ② 見積書 1部
- ③ （該当者のみ）上記2.（4）に示す各書類の写し 1部
- ④ （該当者のみ）ワーク・ライフ・バランス推進に関する認定書類の写し 1部

(2) 応募書類提出期限

2026年8月21日（金）17時00分必着（郵便等による場合は必着のこと）

※ 下記(3)宛に持参または郵送すること。

※ 郵送の場合は書留郵便等配達記録が残るものに限る。

※ FAX や E-mail 等での提出は受け付けない。

(3) 応募書類の提出先

日本貿易振興機構 海外展開支援部 国際博覧会課（担当：吉安、塩入、石原）

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル6階

5. 選定方法及び選定基準等

(1) 選定方法

① 第一次審査（書類選考）

応募書類の内容が応募資格を満たしていること、および見積書の金額が委託限度額の範囲内であることを審査する。結果については、応募書類提出期限後、速やかに連絡する。

② 第二次審査（プレゼンテーション）

実施日時：2026年8月26日（水）13時00分～17時00分（予定）

実施場所：日本貿易振興機構5階 入札室

※プレゼンテーションの順番は、応募書類の受領順をもって決定する。

※プレゼンテーションは、上記時間帯のうち、約30分（変更の可能性有り）とする。各者のプレゼンテーション開始時間は、2026年8月24日（月）17時00分までに連絡する。

※プレゼンテーションへの参加は、1者につき最大3名までとする。このうち応募者が示した業務責任者は必ず出席すること。ただし、病気、交通機関の事故等やむを得ない理由で出席できない場合はこの限りではない。

※当日は開始5分前に5階入札室前に参集のこと。日本貿易振興機構の担当者が会場まで誘導する。

※応募者は提出済みの「提案書」のみを使用して、企画内容につき口頭にてプレゼンテーションを行うとともに、審査員の質疑に対して回答すること。資料の変更・追加はできない。

※審査員の名簿は非公表とする。

③ 契約交渉

審査結果の評点が高かった応募者の順に契約交渉する。実施計画や仕様、価格などの条件が日本貿易振興機構と応募者の間で合意すれば、日本貿易振興機構はその応募者と契約する。合意に至らなかった場合は次点の応募者と交渉を開始する。

(2) 選定基準

企画内容、実施体制、実績、本博覧会に対する認識、工程管理、見積額の妥当性等について総

合的に評価する。また、評価基準書は、公募要領とともに配付する。

(3) 提案書の採択/非採択に関する通知

2026 年 9 月上旬を目途に選定し、全応募者に対して選定結果を通知するとともに、日本貿易振興機構のホームページに採択者を掲載する。なお、選定理由等に関する問い合わせには一切応じない。

6. 業務委託限度額

327,000,000 円（税別、セルビア付加価値税込み）

ただし、各年度の限度額は以下のとおりとする。

- ・ 2026 年度： 11,900,000 円（税別、セルビア付加価値税込み）
- ・ 2027 年度： 315,100,000 円（税別、セルビア付加価値税込み）

7. 個人情報の取り扱い

本公募に関して書類に記入された個人情報は適切に管理し、業務委託先選定のためにのみ利用する。

8. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 公募保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 応募無効 本公告に示した応募資格のない者による応募及び公募に関する条件に違反した応募。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 本契約は 2027 年度以降に関わるものであるため、予算等の都合により履行期間等の変更又は案件を取り止めることがあり得る。
- (6) 受託者は①国際博覧会に関する現行の条約、②「2027 年ベオグラード国際博覧会」の一般規則と特別規則、ガイドライン及び博覧会開催国の関係政府及び開催者が定める指示、命令等、③博覧会開催国及び開催地の建築、消防、環境、衛生、安全、労働、広告等に関する法令等を遵守し、これに適合するように業務を行わなければならない。
- (7) 提出された提案書の差し替え及び再提出は不可とする。
- (8) 応募にかかる資料の作成及び送付に係る経費については応募者の負担とする。
- (9) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的に使用はしない。
- (10) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にすると共に、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年十二月五日法律第百四十号）」において、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (12) 特定された者は、企画競争の実施結果により最適な者として特定したものであり、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、契約関係が生じるものではない。
- (13) 特定された者は、特定後、日本貿易振興機構の指示に従い明細書を提出すること。明細書の作成にあたっては、積算に係る根拠資料を添付すること。

9. 公募要領の交付方法および問い合わせ先

公示日から以下にて交付。

電子メールによる交付を希望する場合は、以下 E-mail アドレスに申し込むこと。

件名は「【公募要領交付希望】「2027 年ベオグラード国際博覧会」日本館行催事業務」とする。

日本貿易振興機構 海外展開支援部 国際博覧会課（担当：吉安、塩入、石原）

〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号 アーク森ビル 6 階

電話：03-3582-4688 E-mail：ODE@jetro.go.jp

以上

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのＯＢの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として７２日以内（４月に締結した契約については原則として９３日以内）